

農業所得整理表【記載例】

※確定申告を提出された方は提出する必要ありません。
 ※この記載例は、一般的な例です。免税牛の分につきましては記載しておりません。

農業所得整理表の作成にあたってのお願いです。

- 収入の欄については、出荷証明・農業関係の通帳や販売記録などから令和6年中の販売金額を記入してください。
- その他の経費の欄は、領収書・証明書・農業関係の通帳などから令和6年中の農業生産に伴う経費を記入してください。
- 共済金、交付金(米の直接支払交付金、中山間地域等直接支払等)などは、雑収入の欄に記入してください。
- 減価償却費については、令和6年中に取得した10万円以上の農機具等についてのみ記入してください。

1. 収入

① 販売金額	数量等	販売金額(円)
② 農作物等の種類品名等		
水稲 (記載例)	100袋	951,000
水稲	80袋	760,800
もち米		
小麦		
ピーマン	900Kg	315,000
ナス	700Kg	238,000
かんしょ		
椎茸	150Kg	600,000
肉用牛 (子牛)		
道の駅・直売所等の出荷売上金額	道の駅〇〇	65,000

③ 家事消費金額

農作物等の	数量	単価	家事消費金額(円)
保有米・縁故米	20袋	9,510	190,200
自家用野菜等	3人	16,000	48,000

単価の出し方
【販売がある場合】 販売実績により単価を計算します。
 (例) 米の場合
 米の販売金額(概算金+自身で販売したときの実際の金額など) ÷ 米の販売数量
 = 1袋(30kg)当たりの販売単価
【販売がない場合】
 市場価格を参考に計算してください。保有米の単価は下記の金額を参考にして頂いても構いません。(参考) 農協取引価格(1袋(30kg)当り)
ヒノヒカリ 1等米 9,510円 30kg (19,020円 60kg)
2等米 9,360円 30kg (18,720円 60kg)
3等米 8,850円 30kg (17,700円 60kg)
 ※上記価格は追加料金(30kgあたり1,260円)を含めた金額です。

④ 雑収入

区分	内訳	内訳別金額(円)	計	金額(円)
農業に対する各種共済金、補償金	各種共済金		計	10,000
	補償金	10,000		
農作業の受託収入	()		計	
	()			
農業の各種補助金・奨励金	補助金		計	
	()			
農業関係の交付金	水田利活用	50,000	計	50,000
	()			
中山間地域直接支払交付金	()	120,000	計	120,000
	()			
営農集団からの役員報酬、出役賃金	役員報酬		計	
	()			
米の精算金	米の精算金	30,000	計	30,000
	()			
電柱等の敷地料	電柱敷地料	12,000	計	12,000
	()			
その他	()		計	
小作料【現物】(10) 袋 × 保有米単価【現金】受取金額			計	95,100
支払者氏名	豊後 次郎	支払者住所	三重町〇〇	

【収入に関する説明】

- ①販売金額
令和6年中の販売金額を記入してください。
- ②農作物等の種類品名等
収穫したり、販売した作物の名称を記入してください。
- ③家事消費金額
農作物の家事のために自ら消費した場合などに、収穫した時の販売価格により計算して記入してください。
- ④雑収入
受取共済金、出荷奨励金、野菜等の価格差補てん金、農作業受託料、交付金などの金額を計算して記入してください。

2. 支出

⑤ 雇人費 (農作業にかかる支払給料や現物支給、請負耕作料、賄費など)【田植、稲刈り、シルバー人材センター】

氏名	住所	作業名	日数 延日	支払金額(円)
農業公社	大野町××	田植え・稲刈り	6	60,000
シルバー人材センター	三重町××	草切り	3	15,000
その他()人分				

⑥ 小作料・賃借料 (小作、機械借料、リースセンター利用料)

支払先氏名	支払先住所	小作料・賃借料の別	面積・数量 a・kg	支払金額(円)
豊後リースセンター	三重町〇〇	賃借料	70アール	70,000

⑦ 減価償却費 (令和6年中に購入した、取得価格10万円以上の農業用建物、農機具、農業用車両など)

資産名	取得年月	取得価格(円)	中古の場合 「年式」を記入
トラクター	R6年3月	2,000,000	
軽トラック	R6年8月	1,000,000	

⑧ 利子割引料 (農業にかかる借入金の支払利息)

項目	金額(円)
利子割引料	

※元金の返済額は必要経費になりません。

⑨ その他の経費

経費項目	経費の内訳
(1) 租税公課	水利費、農業用土地建物等の固定資産税、農業用車輛の自動車税、農事組合費、部会費、印紙代など 住宅用の固定資産税や農業用以外の車の自動車税などは必要経費となりません。 ※軽トラを農業以外にも使用されている場合は、農業に使用されている割合のみが対象
(2) 種苗費	種子・苗・種いも・苗木などの購入費用
(3) 素畜費	子牛等の購入費、購入のための諸費用、種付料 ※1頭ごとに、月齢()か月の牛、購入費等()円、()月に導入と整理
(4) 肥料費	化学肥料、たい肥の購入費用など
(5) 飼料費	飼料の購入費用
(6) 農具費	農具・機械・器具などで、取得価額が10万円未満のもの、または使用可能期間が1年未満のもの 上記以外の農機具については、減価償却費の対象となります。
(7) 農薬衛生費	農薬の購入費、共同防除(へり防除)費、畜産に係る獣医の治療代など
(8) 諸材料費	生産資材(ビニール、縄、支柱、暴風寒資材、わらなど)の購入費用 ※出荷資材・梱包資材などは「(13)荷造運賃手数料」になります。
(9) 修繕費	農機具や農業用の建物・車輛などの修理費用、車検費用など ※生活用資産の修理費用などは必要経費になりません。また、固定資産の価値を高めたり、耐久性を増すようなものは減価償却費になります。
(10) 動力光熱費	農業用に使用した電気料、水道料、農業用機械・車輛の燃料費など ※生活用に使用した部分は必要経費になりません。農業用と生活用の金額が分かれてない場合は、農業の使用割合分だけを必要経費にします。
(11) 作業用衣料費	農作業用の作業服・雨具・長靴などの費用
(12) 農業共済掛金	水稲・家畜・果樹などの共済掛金、農業用建物・車輛の保険料。ただし対象物件が自家用と共用の場合は、その使用頻度(使用割合や床面積)で按分し計算します。
(13) 荷造運賃手数料	出荷時の包装費用、運賃、農協や市場等への手数料 生産用の資材は「(8)諸材料費」になります。
(14) 土地改良費	土地改良事業の賦課金のうち、永久資産取得費(土地改良施設の敷地等の土地の取得費及び農用地の整地、造成に要した経費)は、必要経費に算入できません。 土地改良組合から請求される賦課金には、水利費も含まれています。水利費は全額経費となりますので、土地改良費と分けて「①租税公課」欄に計上してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 10a当たりの賦課金は1万円以上ですか → いいえ → ①全額を必要経費に算入 ↓ はい 賦課金から永久資産取得費を除いた金額が、10a当たり1万円以上ですか → いいえ → ②10a当たり1万円を必要経費に算入 → はい → ③賦課金から永久資産取得費を除いた金額を必要経費に算入 </div>
(15) その他	中山間直接支払の共同経費など
(16) 雑費	上記以外で農業に関連して支払う費用(研修費、事務用品代、農業新聞、家の光など)

【支出に関する説明】

- ⑤雇人費・・・農産物の生産や販売に係る支払給料や現物支給等を記入してください。
- ⑥小作料・賃借料・・・小作料、農業用の土地・建物の借用料、農具等の賃借料、リースセンターの利用料金などの費用を記入してください。
- ⑦減価償却費・・・令和6年中に購入した取得価格が10万円以上の農機具等を記入してください。
- ⑧利子割引料・・・事業用資金の借入金の利子などを記入してください。
- ⑨その他の経費・・・各経費項目の金額を該当する欄に記入してください。